

平成20年第1回嬉野市議会定例会会議録

| | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|--------------------|----|----------|-----------|----|
| 招 集 年 月 日 | 平成20年3月3日 | | | | | |
| 招 集 場 所 | 嬉野市議会議場 | | | | | |
| 開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 | 開会 | 平成20年3月3日 午前10時03分 | | | 議 長 山 口 要 | |
| | 散会 | 平成20年3月3日 午後0時42分 | | | 議 長 山 口 要 | |
| 応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 |
| | 1番 | 小 田 寛 之 | 出 | 12番 | 太 田 重 喜 | 出 |
| | 2番 | 大 島 恒 典 | 出 | 13番 | 山 口 榮 一 | 出 |
| | 3番 | 梶 原 睦 也 | 出 | 14番 | 野 副 道 夫 | 出 |
| | 4番 | 秋 月 留 美 子 | 出 | 15番 | | |
| | 5番 | 園 田 浩 之 | 出 | 16番 | 副 島 敏 之 | 出 |
| | 6番 | 副 島 孝 裕 | 出 | 17番 | 田 口 好 秋 | 出 |
| | 7番 | 田 中 政 司 | 出 | 18番 | 西 村 信 夫 | 出 |
| | 8番 | 川 原 等 | 出 | 19番 | 平 野 昭 義 | 出 |
| | 9番 | 織 田 菊 男 | 出 | 20番 | 山 田 伊 佐 男 | 出 |
| | 10番 | 芦 塚 典 子 | 出 | 21番 | 山 口 栄 秋 | 出 |
| | 11番 | 神 近 勝 彦 | 出 | 22番 | 山 口 要 | 出 |

| | | | | |
|---|-------------|--------|------------|-------|
| 地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名 | 市長 | 谷口 太一郎 | 市民税務課長(本庁) | 川原 英夫 |
| | 副市長 | 古賀 一也 | 保健環境課長(本庁) | 山口 久義 |
| | 教育長 | 杉崎 士郎 | 福祉課長(本庁) | 大森 紹正 |
| | 会計管理者 | 山口 克美 | こども課長(本庁) | 井上 嘉徳 |
| | 嬉野総合支所長 | 森 育男 | 農林課長(本庁) | |
| | 総務部長・企画部長兼務 | 中島 庸二 | 農業委員会事務局長 | |
| | 市民生活部長 | 中山 逸男 | 建設課長(本庁) | |
| | 福祉部長 | 田代 勇 | 社会教育課長 | 江口 常雄 |
| | 産業振興部長 | 岸川 久一 | 総務課長(支所) | |
| | まち整備部長 | 江口 幸一郎 | 市民税務課長(支所) | |
| | 教育次長 | 桑原 秋則 | 保健環境課長(支所) | |
| | 総務課長(本庁) | 片山 義郎 | 農林課長(支所) | |
| | 財政課長 | 田中 明 | 商工観光課長(支所) | |
| | 企画課長 | 三根 清和 | 建設課長(支所) | |
| 地域振興課長(本庁) | | 水道課長 | 角 勝義 | |
| 本会議に職務 のため出席した 者の職氏名 | 議会事務局長 | 宮田 富夫 | | |
| | | | | |

平成20年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年3月3日（月）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第3号 嬉野市長及び副市長並びに嬉野市教育長の給与の特例に関する条例について |
| 日程第5 | 議案第4号 嬉野市食育推進会議条例について |
| 日程第6 | 議案第5号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例について |
| 日程第7 | 議案第6号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第7号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第8号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第9号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第10号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第11号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第12号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第13号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第14号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第15号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第16号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第17号 嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第18号 嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第19号 嬉野市土地開発公社定款の一部変更について |
| 日程第21 | 議案第20号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更に係る協議について |

- 日程第22 議案第21号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第22号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第23号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第25号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第26号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第28号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第29号 平成20年度嬉野市一般会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業費特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地地区画整理事業費特別会計予算
- 日程第38 議案第37号 平成20年度嬉野市水道事業会計予算
- 日程第39 先議表決
- 議案第20号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更に係る協議について
- 日程第40 発議第2号 道路特定財源の確保に関する意見書について
- 日程第41 陳情の委員会付託

午前10時3分 開会

○議長（山口 要君）

おはようございます。本日より平成20年3月定例会が開催をされましたが、議員各位におかれましては全員御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。この3月議会は

この1年間の当初予算を審議する極めて重要な議会でもございます。日ごろからよく申しておりますけれども、議会は会して議し、議して論じ、論じて決すということを十二分に念頭に置きながら、それぞれ住民の要求を把握することは無論のこと、予算についても十二分に精査をしていただき、議会としてのチェック機能を果たすべく活発な質疑をお願いしておきたいと思っております。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第1回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、2月28日に議会運営委員会を開催していただきましたので、議会運営委員長の報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

おはようございます。去る2月28日に議会運営委員会を開催いたしまして、会期について決定を見ましたので、御報告を申し上げます。

ただいまより日程について御報告をします。

お手元の平成20年第1回嬉野市議会定例会会期日程（案）をごらんいただきます。

会期は、本日3月3日から3月21日までの19日間ということでございます。

3月3日、開会、議案一括上程ほかを行い、常任委員会が3月4日から6日まで3日間でございます。

今回、17名の一般質問がございますので、7日、10日、11日、12日の4日間で行いまして、7日に4名、10日に5名、11日に5名、12日に3名の配分で行いたいと考えております。

議案質疑は13日、17日、18日の3日間で、21日に討論、採決、閉会としたいと思います。

以上、今定例会の会期日程（案）について御報告を申し上げます。

○議長（山口 要君）

議会運営につきましては、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議会運営についての報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定によって、会議録署名議員に13番山口榮一議員、14番野副道夫議員、16番副島敏之議員を今会期中指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定によって、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの19日間にしたいと思いま

す。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日から3月21日までの19日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3．諸般の報告を行います。

去る平成20年2月20日、東京の九段会館におきまして、第34回全国高速自動車道市議会協議会定期総会が開催をされ、私が出席をいたしました。高速道路建設促進に関する要望書が平成19年7月、11月、12月に政府及び国会に提出をされ、また、総会において道路特定財源の暫定税率維持を求める緊急決議が採択をされました。

それから、翌2月21日、広域行政圏市議会協議会第39回総会が開催をされ、私が出席いたしました。広域行政圏市議会協議会要望関係として、広域行政圏施策の概要、地域活性化事業、地域再生関連対策、市町村合併に伴うふるさと市町村基金の取り扱い、市町村合併推進対策等の研修をしてみました。そして、19年7月と11月に広域行政圏の拡充強化に関する要望書が提出をされております。

なお、ただいま報告をいたしました資料等は議会事務局のほうで管理をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第3号 嬉野市長及び副市長並びに嬉野市教育長の給与の特例に関する条例についてから、日程第38．議案第37号 平成20年度嬉野市水道事業会計予算についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。ただいま3月定例会市議会が開会されたところでございます。会期中真摯に努力をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の提案理由を申し上げさせていただきたいと思っております。

本日、平成20年3月嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成20年度予算案など35件を御提案申し上げます。

平成20年第1回定例会に当たりまして、私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様への御理解と御協力をあわせてお願い申し上げます。

国内経済は、今後も国内民間需要に支えられて景気回復が続くと見込まれていましたが、原油価格の高騰や世界経済金融状況の動向等が与える影響は非常に大きく、依然として厳し

い経済環境にあると思います。加えて、地方においては景気回復の実感がないまま、景気が失速してしまうのではないかと危惧しているところでございます。

合併2年目の昨年は、合併協議会で確認されましたまちづくり計画の方針に基づき、市の行政運営の根幹になる嬉野市総合計画、地域コミュニティ基本方針、男女共同参画行動計画の策定など、将来の嬉野市を見据えた計画を策定いたしました。

地域コミュニティの推進は総合計画のいずれにもかかわり、これからの嬉野市の核となる事業になります。具体的な組織や活動内容を御理解していただくため、さらなる努力をしてまいります。

活力ある輝く嬉野市をつくるためには、市民の皆様と協働で進めることが欠かせないと考えております。平成20年度は3カ所のモデル地区を指定し推進してまいります。

嬉野市リーディング事業につきましては、昨年8月に嬉野市リーディング事業審議会で茶研修施設・資料館整備事業、温泉浴場・温泉公園周辺整備事業につきましては答申をいただき、社会文化体育館建設事業、源泉集中管理整備事業につきましては御審議をいただいております。

茶研修施設は、愛称嬉茶楽館として4月に開館いたします。平成20年度実施予定の銘柄茶生産対策事業とあわせて、嬉野茶のさらなるブランド力の向上に資するものと期待をしております。

昨年9月定例会において議決いただきました市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画基本方針は、平成29年度を目標年度とする平成20年度から平成29年度までの10カ年の計画で、この10年間で嬉野市の将来像である「歓声が聞こえる嬉野市」を実現するため、4つの柱を中心に総合計画を策定いたしております。

1つ目には「世代をこえて住み続けるまち」、2つ目には「個性輝く魅力あふれるまち」、3つ目には「活力ある自治先進のまち」、4つ目に「みんなで創る自立のまち」を設定しています。この4つの柱に沿ったまちづくりを進め、輝く嬉野市をつくり上げてまいります。

九州新幹線西九州ルートにつきましては、平成19年度中に事業着工認可が確実となりました。佐賀県におきましては、補正予算で建設費負担分を計上され、いよいよ着工の運びとなりました。4月には起工式が嬉野市で開催されるよう期待いたしております。

行財政改革の推進につきましては、行財政調査委員会の答申に基づき、今後も積極的に進めてまいります。行財政調査委員会の答申内容は、合併に伴う組織編成の見直しを継続的に実施し、積極的に課の統廃合に努められたいとの御意見をいただいております。これらの答申内容を踏まえて、今定例会に機構改革に伴う関係条例の改正議案を提案いたしております。

組織再編・機構改革の基本的な考えについて申し上げますと、財政見通しは今後も厳しい状況が見込まれることから、特に予算、人員の減少に対して対応できる組織、また、市民本位の視点からの行政サービスの向上へ資する組織機構の見直しに取り組む必要があります。

あわせて、市民の方がわかりやすい組織づくりにも取り組む必要があると考えております。定員管理計画とリンクした計画的な組織機構の見直しを図り、継続的に機構改革を進めてまいります。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

条例の制定、改正等が16件、定款の一部変更1件、一部事務組合の規約の変更等に係る協議1件、平成19年度補正予算案が8件、平成20年度予算案が9件の計35件の議案について御審議をお願いするものでございます。

第3号から第5号までの3議案は条例の制定でございます。

まず、議案第3号 嬉野市長及び副市長並びに嬉野市教育長の給与の特例に関する条例は、厳しい財政状況にかんがみまして、私、副市長及び教育長の給料月額を平成20年4月から1年間、一部減額する特例を定める条例でございます。また、管理職につきましても、管理職手当について規則を改正し、減額する予定でございます。

議案第4号 嬉野市食育推進会議条例は、食育推進計画の策定とその実施の推進のため、嬉野市食育推進会議を設置しようとするもので、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第5号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例は、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、市が行う後期高齢者医療の事務について条例を制定するものでございます。

議案第6号から議案第18号までの13議案は、条例の全部または一部改正でございます。

議案第6号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例、議案第7号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例の2議案は、行政組織の改革に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例は、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号 嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、外国語指導助手及び水道料金等収納嘱託員を雇用するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例、議案第11号 嬉野市国民健康保険税条例、議案第13号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例、議案第14号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例及び議案第15号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の5議案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例は、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、平成20年4月1日に塩田水道事業及び嬉野水道事業を統合し、嬉野市水道事業とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号 嬉野市水道事業給水条例、議案第18号 嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の2議案は、嬉野地区の水道料金を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号 嬉野市土地開発公社定款の一部変更については、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、所要の手続をお願いするものでございます。

議案第20号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合理約の変更に係る協議については、地方自治法の規定に基づき、所要の手続をお願いするものでございます。

議案第21号から議案第28号までは、平成19年度嬉野市一般会計を初めとして、特別会計及び水道事業会計の補正予算に関するものでございます。

各会計の歳入歳出ともそれぞれ事務事業の決算見込みに基づき、所要の補正を行いました。議案第21号の一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成20年度から建設にかかる予定であります古湯温泉の駐車場用地購入費用と市有地の処分による収入が主なもので、歳入歳出総額からそれぞれ158,389千円を減額し、補正後の予算総額を11,428,920千円とするものでございます。

議案第22号 国民健康保険特別会計は、医療費の決算見込みにより、歳入歳出とも87,666千円を増額し、補正後の予算総額を4,190,302千円とするものでございます。

議案第23号 老人保健特別会計は、18年度決算剰余金を予算化するもので、歳入歳出とも6,094千円を増額し、補正後の予算総額を4,302,898千円とするものでございます。

議案第24号の農業集落排水特別会計は、事業の進捗にあわせて予算の組み替えを行うもので、歳入歳出とも増減はなく、補正後の予算総額は879,029千円とするものでございます。

議案第25号の公共下水道事業費特別会計は、歳入歳出とも12,805千円を減額し、補正後の予算総額を555,881千円とするものでございます。

議案第26号の第七土地区画整理事業費特別会計は、平成20年度へ繰り越す事業費18,400千円の繰越明許費の設定を行い、歳入歳出とも8,603千円を減額し、補正後の予算総額を331,018千円とするものでございます。

議案第27号の第八土地区画整理事業費特別会計は、平成20年度へ繰り越す事業費29,460千円の繰越明許費の設定を行い、歳入歳出とも734千円を減額し、補正後の予算総額を271,068千円とするものでございます。

議案第28号の水道事業会計は、水道事業収益を5,271千円減額し、補正後の予算額を779,789千円とし、収益的支出では、水道事業費用を7千円増額し、補正後の予算総額を

809,820千円とするものでございます。

資本的収入では、工事負担金及び工事補償金等を8,570千円減額し、補正後の予算額を51,412千円とし、資本的支出では、建設改良費を170,199千円減額し、補正後の予算額を608,503千円とするものでございます。

次に、議案第29号から議案第37号までは、平成20年度嬉野市一般会計予算を初めとした各特別会計及び水道事業会計予算に関するものでございます。一括して御説明を申し上げます。

国内の景気は、地域間の回復にばらつきが見られ、また、中小企業の中にも景気回復が及んでいないところが多い状況にあります。

こうした中、国の平成20年度予算編成の基本方針は、歳出全般にわたってこれまでの歳出改革の努力を緩めることなく、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006及び経済財政改革の基本方針2007にのっとり、地方財政については、国の予算歳出と歩みを一つにして地方歳出を見直すこととし、地方財政計画の規模の抑制に努めることとされました。その一方、喫緊の課題であります地方の再生に向けた自主的、主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の確保を基本として地方財政対策を講じることとされました。

合併3年目を迎えた本市の平成20年度当初予算につきましては、扶助費、公債費など義務的経費の増加が見込まれる中、国の制度の改革等により不透明な部分があるものの、国、県の予算編成方針に即応しつつ、また後期高齢者医療制度の発足、健康増進事業の開始など、新規事業への取り組みや嬉野市総合計画、嬉野市集中改革プランの基本方針に沿い、歳出の全般にわたり健康増進、ブランドの確立、地域力の向上を3本の柱として、それぞれに意を配り編成いたしましたところ です。

健康増進の推進につきましては、国保特定健康診査、健康増進事業など保健福祉事業の積極的な取り組みを予定いたしております。

ブランド確立につきましては、塩田津活性化支援事業、嬉野茶のブランド力向上のため、うれしの茶資料収集検討委員会の設置、銘柄茶生産対策事業や吉田ふるさと文学展示館設置事業、海外観光宣伝事業等を予定いたしております。

地域力の向上につきましては、九州新幹線西九州ルートに着工が確実となり、嬉野温泉駅の新設を地域振興に有効に結びつけるため、嬉野温泉駅周辺整備基本構想を策定いたします。また、新幹線を生かしたまちづくりについて研究を始めることといたしております。このほかに古湯温泉建設事業などのリーディング事業や重要文化財西岡家住宅修理事業なども実施をいたします。また、昨年明らかになりました塩田中学校普通教室棟の耐震強度不足につきましては、耐震補強工事を実施し、早急に通常の学校生活に戻れるよう教育環境の整備を実施いたします。将来的な児童・生徒の減少が見込まれる中、校舎建設等について総合的に検討を加える検討委員会を設置いたします。

それでは、議案第29号 一般会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は11,010,000千円で、前年度当初予算と比較しますと、率で1.4%、額で150,000千円の増でございます。

目的別の予算額の総予算額に対する構成割合としまして大きなものは、歳出では、民生費の34.4%、総務費の14.6%、公債費の10.9%、教育費の9.8%で、歳入では、地方交付税が35.1%、市税が22.8%、国庫支出金が10.2%、県支出金が8.0%などでございます。

主要な事業概要につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。

次に、議案第30号 国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は3,982,073千円で、前年度の当初予算比で、率で1.7%、額で68,150千円の減となっております。

医療費の増が見込まれる中、特定健康診査・特定保健指導事業に取り組みながら、生活習慣病予防対策を通じ医療費の抑制を目指します。

次に、議案第31号 老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は367,870千円で、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、前年度の当初予算と比較しますと、率で91.4%、額は3,909,199千円の減で大幅な予算減となりました。

次に、議案第32号 後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能な保険制度としていくために健康保険法が改正され、これまでの老人保健制度にかわり、平成20年4月から75歳以上等を被保険者とする後期高齢者医療制度が施行されることになりました。後期高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、特別会計を設けることとされておりますので、今回、初めて特別会計予算を設けたもので、歳入歳出予算の総額は333,606千円の予算となっております。

次に、議案第33号 農業集落排水特別会計について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は691,512千円で、前年度の当初予算比では、率で18.7%、額は158,842千円の減となっております。

減額の主な理由としましては、五町田・谷所地区農業集落排水事業の進捗に伴い、管路敷設の工事費の減でございます。

次に、議案第34号 公共下水道事業費特別会計について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は248,871千円で、前年度の当初予算比は、率で56.5%、額は323,299千円の減となっております。

今年度の事業としましては、浄化センターの施設の増設分の建設工事が主なものでございます。

次に、議案第35号 第七土地区画整理事業費特別会計について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は254,519千円で、前年度の当初予算比は、率で25.1%、額は85,102

千円の減となっております。

次に、議案第36号 第八土地区画整理事業費特別会計について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は202,402千円で、前年度の当初予算比は、率で25.5%、額は69,400千円の減となっております。

次に、議案第37号 水道事業会計について御説明申し上げます。

給水件数9,690件、年間給水量を281万2,000トンと見込み、6%の料金改定により、収益的収入は779,088千円とし、収益的支出は756,938千円とするものでございます。

資本的収入は41,818千円とし、資本的支出は577,973千円とするもので、不足額536,155千円は、旧事業からの引き継ぎ現金預金及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。

平成20年度も引き続き水道施設の適正な管理を行い、水質の保全と水道水の安定供給に努めるとともに、事業の健全な運営に努力する所存でございます。

以上で本議会に提案いたしました議案35件について概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては担当部長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、本議会におきまして、17名の議員の皆様から一般質問をお受けいたしております。私といたしましても、できる限りお答えを申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第3号について。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、議案第3号について御説明申し上げます。

嬉野市長及び副市長並びに嬉野市教育長の給与の特例に関する条例についてということで、今回提案するものでございます。

理由といたしまして、市長等の給与の特例を定めるため、この条例を制定する必要があるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条にございますように、この条例は、市長及び副市長並びに教育長の給与の特例を定めるものとするということでございます。

市長、副市長、教育長の別表に定める額から、それぞれの額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とするというものでございます。額にいたしまして、市長、副市長、教育長を月額で計算いたしますと29,475円、年額として353,700円の減額となるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から1年間ということをお願いするものでございます。

ちなみに、先ほど提案理由の中でもございましたように、部課長の管理職手当をカットするというところでございます。この手当につきましては、嬉野市職員の管理職手当の支給に関する規則に定めてございますけれども、15%カットいたしますと、年額に影響額として合わせまして、市長まで含めますと2,281千円程度の減額になることでございます。

以上、提案申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第4号及び議案第5号について。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、議案第4号 嬉野市食育推進会議条例について御説明をいたします。

嬉野市食育推進会議条例を別紙のように制定するものでございます。

理由といたしましては、食育基本法第33条第1項の規定により、この条例を制定する必要があるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条の（設置）でございますけれども、食育基本法第33条第1項の規定に基づき、嬉野市食育推進会議を置くものでございます。

第2条の（所掌事務）でございますけれども、保健、医療、教育、農業等の専門分野における食育の具体的な検討をすることなどでございます。

第3条で（組織）でございますけれども、推進会議は、委員15人以内で組織をするもので、推進会議の委員は、市長が委嘱をし、学識経験者、教育関係者などでございます。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第5号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例について御説明をいたします。

嬉野市後期高齢者医療に関する条例を別紙のように制定するものでございます。

理由といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、この条例を制定する必要があるものでございます。

第1条の（趣旨）でございますけれども、嬉野市が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律などの法令及び佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、嬉野市後期高齢者医療の事務の実施に関し必要な事項については、この条例の定めるところによるものでございます。

第2条の（嬉野市において行う事務）については、葬祭費の支給に関する申請書の提出の受付、保険料額の決定通知書の被保険者への引き渡しなど、8項目を掲げております。

あと第4条で（普通徴収に係る保険料の納期）につきましては、6月から翌年の3月まで

の10期とするものでございます。

3ページの附則といたしましては、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

第2条で、（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）につきましては、国の特別措置に伴いまして、平成20年10月以降において定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第6号から議案第9号までについて。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

まず、議案第6号でございます。

お手元に議案資料を用意いただきたいと思います。

議案資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例についてということで、行政組織の改革に伴い、この条例を改定する必要があるものでございます。

1ページをお願いいたします。

嬉野市部設置条例の第1条の中に、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、市長の権限する事務を分掌するため、次の部を置くということで、(1)から(4)まで総務部、企画部、健康福祉部、産業建設部ということで定めるものでございます。

この中身といたしまして、現在の6部を、市長部局でございますけれども、4部に改めるものでございます。

なお、課につきましては、21課から17課に直すものでございます。

第2条の部の分掌する事務はということでございますが、総務部の中に今回市民税務課を入れてこのように定めております。企画部におきましては、観光商工課、新幹線整備課を置きまして、それと企画企業誘致課というふうに改定をしております。健康福祉部につきましては、市民生活部から保険、国民年金、老人保健等を加えております。それと産業建設部におきましては、産業振興部から商工観光課を除き、市民生活部から環境衛生を、下水道課の旧下水道の中に環境下水道課というふうに定めております。

主な改定のところは以上でございます。

附則といたしまして、2ページに掲げておりますように、この条例は、平成20年7月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第7号でございます。

嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

理由としては、先ほど申し上げました同じようなことで、行政組織の改革に伴い、この条例を改正する必要があることによるものでございます。

この中身でございますけれども、第1条から第3条の見出しの中に、第1条の嬉野地域の総合調整に係る事務を分掌するため、嬉野総合支所を設置する。

第2条中「総合支所の名称」を「名称」に改める。

第3条の見出し中「総合支所長等」を「総合支所長」に改め、同条中「及び職員」を削るというふうにしております。

それと、第4条は削除するものでございます。これにつきましては、地方自治法155条で規定する支所の取り扱いの変更がございますので、組織機構を改定するに当たり、総合支所の位置づけと総合支所長の権限を変更する条例の改定ということでお願いします。

附則といたしましては、この条例は、平成20年7月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことについては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を改正する必要があるものでございます。

内容等については、特に市長候補の選挙運動用のビラの作成に関しまして、次の1ページをお願いします。第7条の選挙運動用ビラを無料で作成することができるということの内容が1つです。このビラにつきましては、市長候補ということの定めでございます。公費負担として1枚7円30銭以内、嬉野市の該当といたしまして1万6,000枚が対象になろうかと思っております。

この改定のもう1つの理由といたしましては、ローカルマニフェストのビラを作成する必要があったもので、このような改定になったということでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

続きまして、議案第9号 嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

理由といたしまして、外国語指導助手及び水道料金等収納嘱託員を雇用したいので、この条例の改定をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

一部改正で、別表はもう1つ次のページにございますけれども、外国人英語指導助手の次の項に外国語指導助手200千円というふうに、これは日本人の外国語指導助手を想定したものでございます。要するに、海外からお見えにならない方の対応ということで検討しております。

それと、水道料金等収納嘱託員というのは、今回、収納をより強固にするために、特別に

非常勤特別職を定めたものでございます。基本額は月額160千円ということでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第10号及び議案第11号について。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、議案第10号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

理由といたしましては、健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるものでございます。

3枚目、最後のページの新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。

この中で、第2条（特例の対象）について、第(3)号でございませけれども、65歳から74歳までの前期高齢者で、年金から天引きされない被保険者は普通徴収になるということから改正するものでございます。

附則といたしましては、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第11号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

嬉野市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正するものでございます。

理由といたしましては、先ほどと一緒で、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部の改正をお願いするものでございます。

これも新旧対照表で御説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページでございませけれども、主なもので、第6条から第7条の2につきましては、介護納付金の課税について、その税率を改正するものでございます。

第6条、所得割について「100分の1.48」を「100分の1.90」に、それから第7条、被保険者均等割「6,900円」を「7,900円」に、7条の2、世帯別平等割「5,400円」を「4,600円」にそれぞれ改正するものでございます。

あと第9条でございませけれども、（徴収の方法）につきましては、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収によるものでございます。

12条の（特別徴収）につきましては、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付の支給を受けている年齢65歳以上の世帯主に対して課する国民健康保険税を、世帯主の年金から天引きを行いまして、特別徴収の方法によって徴収するものでございます。

あと21条でございませけれども、6ページになります。これは（国民健康保険税の減額）につきましては、介護納付金の課税に係る減額について、被保険者均等割、世帯別平等割の

軽減額をそれぞれ改正するものでございます。

附則といたしましては、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

あと附則の第4項及び5項の規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第12号について。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

議案第12号について御説明を申し上げます。

嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例についてということで、理由といたしましては、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があったものでございます。

次のページをお願いいたします。

この昨年度改定されました中身といたしまして、大型自動車が乗員定員11人以上というふうになっておりましたけれども、これを中型自動車と大型自動車に今回分けられたことによって、この文言が発生したことによるものでございます。

ここにありますように、別表中「大型駐車」を「中型及び大型駐車」に改めるものでございます。ちなみに、11人から29人が中型自動車、それ以上が大型自動車というふうになるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

次に、議案第13号及び議案第14号について。福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

議案第13号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、理由としましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を改正する必要があるものでございます。

次のページをお願いします。

今回の改正によりまして、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」と名称の変更がなされております。これに伴いまして、条例第4条第2項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律の後期高齢者医療制度」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであり、この条例の施行前のものは従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第14号を御説明いたします。

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例の一部改正につきましても、理由といたしましては、先ほどと同じ、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を改正する必要があるものでございます。

新旧対照表によって御説明を申し上げます。

条例の第3条でございます。第3条第1項につきましては老人保健法の規定を削除いたしまして、第3条第2項でも老人保健法の規定を削除いたしまして、新たに創設されました高額医療、高額介護合算制度の規定を挿入したものでございます。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第15号について。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、議案第15号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

嬉野市国民健康保険条例の一部を別紙のように改正するものでございます。

理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるものでございます。

新旧対照表で御説明を申し上げます。1ページでございます。

第5条（一部負担金）の第(4)号は、現役並み所得者について条文を整理するものでございます。

それから、新旧対照表の2ページの第8条の（保健事業）につきましては、平成20年4月から始まります特定健康診査に伴いまして、(4)号から(7)号までを削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

次に、議案第16号から議案第18号までについて。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、議案第16号について説明申し上げます。

嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のように改正するものでございます。

理由といたしましては、事業統合のため、条例の一部を改正する必要があります。

2ページを開いていただきたいと思います。そこに新旧対照表がございます。

現業ですけれども、水道事業につきましては、塩田水道事業、嬉野水道事業、不動山簡易

水道事業、三本柱で事業運営をしております。それを塩田水道事業と嬉野水道事業を嬉野市水道事業に統合するものでございます。不動山簡易水道についてはそのままでございます。

以上でございます。

それから、議案第17号の説明を申し上げます。

嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

嬉野市水道事業給水条例の一部を別紙のように改正するものでございます。

理由といたしましては、嬉野水道事業及び不動山簡易水道事業の水道使用料を改正するために、条例の一部を改正する必要があるとございます。

1ページをお願いいたします。中ほどに一般用ということで記載をしております。

基本料金ですけれども、今回、改定する率につきましては6%の改定を計画しております。基本料金につきましては5立方メートルまでを910円、前回よりも10円アップでございます。それから、5立方メートルから10立方メートルまでを1,820円、今までよりも70円のアップになります。これは税込みでございます。超過料金につきましても1立方メートル当たり182円でございます。今までよりも12円のアップになります。

私設消火栓の使用料につきましては、1回につきまして1,820円、今までよりも70円のアップになります。

それから、附則の辺をちょっと見ていただきたいと思います。この条例につきましては、平成20年9月1日から施行いたします。

それから、(水道使用料の特例)といたしまして、平成20年9月使用料の計量分から平成21年8月の使用水量の計量分、これは1年ですけれども、1カ月の使用料が500立方メートルを超える使用者につきましては、その超えた分についての超過料金を177円とするということでございます。この177円は4%のアップになります。

以上でございます。

それから、議案第18号ですが、嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例でございます。

嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を別紙のように改正する。

理由といたしましては、飲料水供給施設水道使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があります。

この条例改正につきましては、先ほど申しました嬉野の給水条例と同じであります。

以上でございます。

○議長(山口 要君)

次に、議案第19号について。企画部長。

○企画部長(中島庸二君)

議案第19号について御説明申し上げます。

嬉野市土地開発公社定款の一部変更についてでございます。

この理由といたしまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、嬉野市土地開発公社定款の一部を変更する必要があることによるものでございます。

この変更の理由といたしましては、今申し上げましたけれども、郵政民営化に伴いまして、郵便貯金という文言が今回なくなりましたので、この「郵便貯金又は」を第24条の中から削除するものでございます。

なお、この定款は、佐賀県知事の認可の日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

次に、議案第20号について。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

議案第20号について御説明を申し上げます。

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同約の変更に係る協議についてでございます。

内容につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県西部広域環境組合をこの組合に加入させる数の増加と、佐賀市が佐賀市町総合組合の交通災害共済組合の共同処理に関すること及び伊万里・有田地区特別養護老人ホーム等の名称を変更することに伴い、佐賀県市町総合事務組合同約を変更することを協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

この内容については1つお願いがございます。佐賀県市町総合事務組合同約の変更を各自自治体等で今回早急に先議していただいて議決をいただいた後、改めて県へ規約変更を申請する必要がありますので、ぜひ先議をお願いしたいというのがもう1つの理由でございます。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

○議長（山口 要君）

次に、議案第21号について。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、議案第21号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

あわせて、先ほどお聞きいただきました議会定例会の議案資料をお聞きいただきたいと思います。準備いただきたいと思います。

平成19年度嬉野市の一般会計補正予算（第5号）を歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158,389千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,428,920千円とするものでございます。

ちなみに、額といたしまして、前年対比で190,053千円、率にして1.7%の増となります。25ページをお願いいたします。

先ほど資料等も準備いただきたいということで申し上げましたが、第16款の財産収入で1. 不動産売払収入ということで102,845千円の計上をさせていただいております。この内容につきましては、福祉センターの駐車場及び三角地売り払いの1ページを見ていただきますと、AとBの分でございます。この分の面積が旧保健福祉センター駐車場跡地が1,598.68平米でございますし、その先の交差点の付近の分が三角地としてございますけれども、981.04平米、これの分を今回売り払うものでございます。また、この中には普通財産の売り払いが5カ所ございます。ちなみに、この2つの総額でございますけれども、101,837,469円というふうに算出をさせていただいております。これについては催促料について若干変更が何円かあるかわかりませんが、一応予定としていたしております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

第18款の繰入金でございます。今回、2目の減債基金繰入金と3目の公共施設建設基金繰入金ということでおのおの20,191千円、公共施設建設繰入金については159,000千円の戻し入れという形で計上させていただいております。これにつきましては事業の進捗に合わせて不用額となりましたもので、これにより積立基金が18年度5月末で3,303,000千円程度ございましたけれども、すべて3月末で積立基金については3,359,000千円ということで、56,000千円程度18年度5月末よりか増になったことにより、19年度に投入した基金の繰り入れについては、すべて今回戻したという格好になるかと思っております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

先ほどの関連でございますけれども、CとDの分の逆に買収でございます。6款の商工費の5目、観光施設費の中で、公有財産購入費で古湯温泉第1・第2駐車場用地ということで95,792千円をお願いするものでございます。ちなみに、ここに面積がありますように、682平米程度と864平米程度、合わせて1,546.25平米でございます。

ちなみに、古湯温泉の第1が旧紅屋新館駐車場跡地が第1で、もともと建物がございましたところが第2駐車場というふうに一応名前はつけております。この第1につきましては正式にまだはかっておりませんが25台、第2駐車場が35台、合わせて60台はしっかり普通車としてとれるのではなかろうかということで考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第22号及び議案第23号について。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、63ページをお願いいたします。

平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

第1条で（歳入歳出予算の補正）でございますけれども、歳入歳出それぞれ87,666千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ4,190,302千円とするものでございます。

前年同期で比較いたしまして、額で330,992千円、率で8.6%の増となっております。また、19年度の当初予算と比較しまして、額で140,079千円、率で3.5%の増となっております。

この補正の理由といたしましては、医療費の決算見込みなどによるものでございます。

続きまして、76ページですけれども、平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

補正の額ですけれども、歳入歳出それぞれ6,094千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ4,302,898千円とするものでございます。

前年同期と比較をいたしまして、額で5,184千円、率で0.1%の減となっております。また、当初予算と比較いたしまして、額で25,829千円、率で0.6%の減となっております。

補正の理由といたしましては、平成18年度の決算剰余金を予算化するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第24号から議案第27号までについて。まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第24号について御説明申し上げます。

平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入につきましては財源の調整補正で、指定事業所登録料100千円を増額し、同一一般会計繰入金を減額するものでございまして、歳出では、五町田・谷所地区の委託料の精算に伴い、3,400千円を工事費へ組み替えをお願いするものでございまして、事業費の変更はございません。

繰越明許費でございますけど、処理場の建設用地の候補地の変更に伴いまして、10工区の管渠布設工事関連の36,710千円を20年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして88ページ、議案第25号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出ともそれぞれ12,805千円の減額をお願いするもので、主なものとしましては、歳入では市債、一般会計繰入金及び加入者負担金、歳出では事業確定に伴う整備費、ゆうゆう水洗化貯金奨励金及び利子の減額をお願いするものでございます。

繰越明許費の補正でございますけど、国道34号電線共同溝整備事業との関連によりまして、113,525千円を20年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして103ページ、議案第26号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出ともそれぞれ8,603千円の減額をお願いするものでございまして、主なものとし

ましては、歳入では市債、一般会計繰入金については減額、保留地処分金については増額をし、歳出では事業確定に伴う工事費、負担金及び利子の減額をお願いするものでございます。

繰越明許費の補正でございますけど、地区内の通信施設の移転補償事業との関連により、18,400千円を20年度に繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして114ページ、議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出ともそれぞれ734千円の減額をお願いするもので、主なものとしまして、歳入では市債、一般会計繰入金については減額、保留地処分金については増額し、歳出では償還金、利子及び割引料の減額をお願いするものでございます。

繰越明許費の補正でございますけど、地区内の物件移転補償事業との関連によりまして、29,460千円を平成20年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第28号について。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、説明申し上げます。

議案第28号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）を説明いたします。

まず、資本的収入及び支出ですけれども、第1款、水道事業収益、第1項の営業収益でございます。9,471千円減額するものでございます。第2項の営業外収益4,200千円増額するものでございます。それに伴いまして、水道事業収益、総額を779,789千円とするものでございます。

第1項の営業収益の9,471千円の内訳ですけれども、有収水量の減でございます。当初212万トンで計画をしておりましたけれども、最近の景気動向によりまして使用水量の節減等がなされて、今回、209万3,000トンにするものでございます。

それから、4,200千円の増額ですが、これについては定期預金、有価証券の利息の増でございます。

それから、支出の分ですけれども、第1款、水道事業費用で、第2項の営業外費用の7千円増額でございます。水道事業費用の総額を809,820千円とするものでございます。

この内訳としては、繰り上げ償還を393,146千円するわけですけれども、支払日が3月20日になっております。その20日が祭日のために、次の日の21日に支払うための延滞料でございます。

それから、資本的収入及び支出ですけれども、第1款の資本的収入ですが、第1項、工事負担金の391千円増額するものでございます。

第2項の他会計補助金を8,961千円減額するものでございます。

資本的収入総額を51,412千円とするものでございます。

この内訳といたしましては、工事負担金につきましては、県道川棚線が県補償金に変わって91千円でございます。

それから、第七土地区画整理の地区内の水道の配管に変更を伴いましたので、都市計画課より300千円の増額でございます。

それから、第2項の他会計補助金につきまして8,961千円減額ですけれども、これは変更認可申請の委託料の入札減でございます。

それから、先ほど申しました県道川棚線の一般会計にお願いしておった分が県の補助になったということで91千円の減でございます。

それから、支出のほうですけれども、第1款. 資本的支出、第1項の建設改良費でございます。19,470千円減額するものでございます。

第2項の営業設備費ですが、3,081千円これも減額するものでございます。

第3項の企業債償還金147,648千円減額するものでございます。総合しますと、資本的支出の総合計を608,503千円とするものでございます。

この建設改良費の内訳といたしましては、先ほども申しましたとおり、変更認可申請委託料の入札減でございます。

それから、農業集落排水、公共下水道につきまして15,000千円の当初予算をお願いしておりましたけれども、今回は下水道に伴う支障がなかったということで19,000千円を減額するものでございます。

それから、営業設備費の3,081千円の減額ですけれども、これは非常用の発電機、岩ノ下浄水場に設置しておるわけですが、その分の発電機の入札減でございます。

それから、企業債償還金の147,648千円につきましては、前回、540,000千円の繰り上げ償還をとということでお願いしておりましたけれども、最終的には147,000千円が、これは公営企業の企業債の分ですが、3本あるわけですが、その中の2本が平成20年の9月に延期されたということで、147,648千円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第29号について。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

お手元に平成20年度の当初予算主要な事業の説明書と平成20年度の当初予算説明資料を御用意いただきたいと思っております。今申し上げましたのは、この分とこの分です。

それでは、簡単に手際よく説明申し上げたいと思っております。

議案第29号 平成20年度嬉野市一般会計予算におきましては、歳入歳出の総額は歳入歳出

それぞれ11,010,000千円と定めるものでございます。

ちなみに、額といたしましては、前年度150,000千円、率にして1.4%の増となります。

ただ今回、この増額の原因といたしましては、特に申し上げたいのは、事業を伴わない特殊な増加要因がございまして、先ほど水道の補正の中でもございましたけど、工事の起債の繰り上げ償還等を除きますと、実質は0.6%程度の額になるかと思えます。

それでは、この当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1番の市税が2,508,111千円、構成比22.8%になっております。これは19年度と比較いたしますとほぼ横ばいということでございます。

10款の地方交付税でございますけど3,860,000千円、35.1%の構成比で、対前年度比較330,000千円、9.3%の増となっております。

ただ、この地方交付税の普通交付税の分といたしましては3,550,00千円で、前年対比で420,000千円増となっております。この内容につきましては、地財計画による総額といたしましては1.3%の増でございました。しかし、前年はこれを非常にシビアに見まして、4.4%減で見えておりました。その計上の仕方で実質地方交付税は普通交付税で13.4%の非常に大きな伸びになっているかと思えますけど、予算の計上の方法でこのような形になっているということで御理解いただきたいと思えます。

それと、18款の繰入金でございます。639,498千円、率にして5.8%、対前年比として152,978千円となっております。ちなみに、繰入金の基金繰入金額を対19年度末と比較いたしますと575,000千円の減になります。ちなみに、平成20年度末は2,728,000千円程度になるかと思えます。

それと、21款の市債でございますけれども813,700千円、7.4%で、対前年比較といたしますと222,200千円の増となります。これにつきましては、平成20年度の市債残高としまして、一般会計といたしましては9,397,000千円程度となる予定でございます。

歳出につきまして簡単に申し上げます。

2款の総務費、構成比14.6%、1,609,497千円で32.3%の増として、増減額393,199千円になります。これについての主な増減の理由としては、古湯建設の費用がここに計上されております。

それと、歳出の5款の労働費、今回、労働費という名目で初めて計上させていただいております。これについては10,411千円、後で内容については申し上げます。

それと、6款の農林水産業費につきましては666,253千円で6.1%、対前年比としては281,400千円ということで、これは強い農業づくり交付金等の茶業研修施設等が完了したものでございます。

10款の教育費でございますけれども、1,082,769千円、9.8%で、増減額が106,387千円の増になります。これについては、塩田中学校の改修等耐震補強並びに西岡家の改築ですね。

その分の費用が主なもので増になっているようなものでございます。

それと、先ほど申し上げました12款の公債費で1,203,795千円、10.9%の構成比でございますけど、51,426千円、ほぼこの分が長期の借り入れの繰り上げ等に充てられたものでございます。

あと次のページを見ていただきます。

自主財源と依存財源でございますけれども、特に前回と比較しますと、前は38.3%の構成比でございましたけど、今回、自主財源として35%、依存財源が同じく61.7%が65.0%に増加しておりますけれども、この大きな理由としては、地方交付税等を今回算定額並みに計上したことによるものが主なものと、あと市債等の増額があったことによるものでございます。

続きまして、一般会計の歳出のほうで御説明をいたします。

予算書をお願いいたします。予算書の127ページをお願いいたします。

この中で、13節の委託料の中に人材派遣が電話交換等2人、市長車運転、秘書ということで12,100千円計上しております。これについては今回入札を行って決定するわけでございますけれども、人材派遣として、一般職が時給当たり875円、短大卒等の国家資格があるのが930円、大卒等が時給の1千円ということで定めて、おのこの各款にこういう形で計上されております。

続きまして、129ページをお願いいたします。

文書広報費の13節、委託料でございます。個人情報保護制度運用業務ということで、主要事業の2ページにございますけれども、この3,675千円の内容ですけれども、業務ごとの個人情報の取り扱い事務のデータ管理をするということで、おのこの業務の中にどのぐらいの個人情報を持っているかということをしきりと把握して、今後の個人情報等の有効活用にするものでございます。

続きまして、次の130ページをお願いします。

13節の委託料の中で、公会計システム構築業務ということで6,300千円、主要事業の3ページに当たります。これについては平成20年から21年にかけて継続事業ということでお願いするものでございますけれども、財務諸表の4表、公有財産管理台帳整備で公会計の必要が出てまいりますので、21年度に向けてお願いする予算でございます。

続きまして134ページ、13節の委託料で国土利用計画策定業務ということで4,000千円、これは主要事業の5ページでございます。継続費の設定をお願いしております。平成21年度まででございます。これは計画的土地利用の推進を図るため定める必要があるものでございます。

その3つ下の新幹線嬉野温泉駅周辺整備事業策定につきましては、協議会の設置とか、今後の整備計画等に向けた基本構想の制定をお願いするものでございます。主要事業の7ペー

ジにございます。

それと、15節の工事請負費の古湯温泉建設事業ということで320,000千円、これについては平成18年から21年度までの総事業費で406,654千円でございます。これは主要事業の6ページでございます。これも21年度までの継続事業ということでお願いするものでございます。

19節の負担金の中で広域電算センター31,182千円というのがございます。これは主要事業の17ページでございますけれども、この中に、収納業務の充実を図るために、滞納処分業務をスムーズに行うための広域電算でのシステム並びに差し押さえ等のいろいろなものについて、別途にも17ページのほうに計上されております。

続きまして、138ページをお願いします。

19節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、地域計画策定事業4,000千円、コミュニティセンター整備事業6,000千円ということで、地域コミュニティ事業の推進に要する費用をお願いするものでございます。地域計画が2カ所、整備費が2カ所で、総事業費としては12,810千円をお願いいたします。

続きまして162ページ、19節の負担金、補助及び交付金ということでここに310,743千円、これは後期高齢者医療費の分でございます。今回、後期高齢者等に必要な費用でございます。

続きまして168ページ、13節の委託料、主要事業の86ページでございますけれども、次世代育成支援地域行動計画策定に1,000千円、これについては行動計画を作成するため、ニーズ調査等に要する費用でございます。

続きまして186ページ、委託料のし尿汲み取り委託化システム構築ということで、主要事業の107ページでございますけれども、今回、業務委託へ向けてのシステム構築をお願いするものでございます。

続きまして188ページ、先ほど申し上げました5款の新設でございます。21節の貸付金、勤労者福利厚生資金10,000千円ということでございます。主要事業の110ページ、勤労者のために労働金庫等に貸付資金ということで提供して、1人当たり1,500千円を限度として貸し付けるものでございます。

続きまして、193ページをお願いします。

負担金、補助及び交付金の中ほどの担い手アクションサポート事業170千円でございますけれども、主要事業の115ページ、農業の担い手の育成、また確保の推進のため、業務支援体制を一元化する事業ということで今回お願いするものでございます。

次のページをお願いします。

うれしの茶資料収集検討委員会委員ということで、主要事業の119ページでございますけれども、旧嬉野町、塩田町も含めまして、茶業に対する資料の収集のために検討委員会を設けるものでございます。全体で14名を予定しております。費用の対象としては12名ということでございます。

次のページの銘柄茶生産対策事業費、一番上でございますけれども2,430千円、主要事業の128ページでございます。平成21年、佐賀県で開催される九州品評会への対応ということで、展示圃場、被覆材の補助を行うための費用としてお願いするものでございます。

続きまして196ページ、茶業研修施設費用でございます。今回、19年度完成を見たもので、維持管理費として7,767千円をお願いするものでございます。

212ページをお願いします。

7 款の商工費、湯宿広場整備事業ということで、工事請負費の上から2行目でございます。主要事業の156ページ、これについては、観光交流拠点として中央タクシー前の元十字堂さんの跡地でございますけれども、土地の賃借料及び敷地造成等にかかる費用ということで3,455千円をお願いするものでございます。

それと、その次の213ページ、14節、15節の古湯温泉第1・第2駐車場整備事業というのが工事費で9,000千円、パーキングシステムで1,764千円、主要事業の160ページに内容がございますけれども、先ほど申し上げましたように25台と35台、合わせて60台の駐車が可能となるような整備でございます。

223ページをお願いします。

8 款の土木費で13節の委託料でございます。都市計画基礎調査ということで9,630千円、これは塩田地区を含めた都市計画基礎調査を行うものでございます。

続きまして236ページ、2目の事務局費の報酬の中に学校建設検討委員会ということで、下から2行目、377千円、これは165ページでございますけれども、今後の小・中の校舎建設、また運営等におきます検討をしていただくための費用でございます。

続きまして238ページ、委託料の一番下の校長先生の知恵袋事業ということで、主要事業の173ページでございますけれども、各学校で創意工夫を凝らしたプラン作成に対して配分を行う事業で、積極的に知恵を出していただく事業に対しての予算でございます。

続きまして、261ページをお願いします。

学校建設費の中で、ここがございますように、校舎・体育館改修設計施工3,802千円、それから、仮設校舎賃借料56,511千円、校舎・体育館改修等136,000千円の費用等を含めまして、学校建設費として塩田中の関係費用といたしまして196,618千円の総額をお願いするものでございます。

続きまして274ページ、275ページもあわせましてですけれども、重要文化財西岡家住宅修理監督業務、主要事業の設計監理等を含めまして、それと工事請負費48,970千円、これは主要事業の198ページでございますけれども、委託料、工事請負費等を含めまして、平成19年から22年度まで、総事業費220,000千円を予定させていただいております。

その上の大野原桑ノ木土壌改良工事、工事請負費でございますけど、主要事業の195ページ、これについては市の天然記念物の樹勢回復を今回お願いするものでございます。

最後に290ページをお願いいたします。

12款の公債費でございますけど、先ほど申し上げましたように、元金の公庫の繰り上げとして88,971,295円の中でございます。これについては高利の公庫の借り上げを行うための元金の返済でございます。ちなみに、利息の減少額としては26,706千円程度ということでございます。

以上、一般会計については御説明申し上げます。終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第30号から第32号までについて。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、予算書の17ページをお願いいたします。

議案第30号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ3,982,073千円と定めるものでございます。

平成19年度当初予算と比較をいたしまして、額で68,150千円、率で1.7%の減となっております。

先ほどの当初予算の説明資料がございます。薄いやつですけれども、これの4ページをお願いいたします。

平成20年度の国民健康保険特別会計の予算につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設などで新しい予算科目を定めたり、また、増減の幅が大きくなっている科目がございます。

それで、歳入の構成比ですけれども、1番目が国庫支出金で32.6%、2番目が国保税で19.9%となりまして、対前年度比較で率で13%の減となっております。この減の主な理由といたしましては、後期高齢者医療制度の施行に伴いまして、老人の方を初めといたしました被保険者の移行などでございます。3番目が5款で前期高齢者交付金で14.8%となっております。これは国保被用者保険の返済によります保険者間の医療費の負担の不均衡を各保険者の加入者数で財政調整をするものでございます。

続きまして、歳出の構成比でございますけれども、1番目が2款の保険給付費で65.5%、続きまして、2番目が7款の共同事業拠出金で14.1%、そして3番目が後期高齢者支援金等で9.6%でございます。これは現役世代からの支援として支出をするものでございます。

それから、予算の中身で、予算書の343ページをお願いいたします。

343ページに8款、保健事業費に特定健康診査等事業費といたしまして19,327千円を計上しておりますが、これは40歳以上の国保加入者に対して特定健康診査、特定保健指導を行うものでございます。

続きまして、老人保健でございますけれども、予算書の25ページになります。

25ページ、議案第31号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計について御説明をいたします。

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ367,870千円と定めております。19年度の当初予算と比較をいたしまして、額で3,909,199千円、率で91.4%の減となっております。

今回、平成20年度の予算につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度への移行に伴いまして、20年の3月診療分ほか、おくれで請求がある診療費とか、あとは補助金等の精算分が発生いたしますので、その分を計上いたしております。

続きまして、予算書の31ページの議案第32号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

今回、新たに特別会計予算を設けたものでございます。

歳入歳出それぞれ333,606千円と定めております。

あと32ページで、主なものですけれども、後期高齢者医療保険料に216,388千円、繰入金に104,510千円を計上いたしております。

あと歳出では、34ページになりますけれども、主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に319,158千円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第33号から第36号までについて。まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第33号から御説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

議案第33号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計予算でございますけど、平成20年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ691,512千円と定めるということで、これにつきましては、前年度当初予算対比で金額で158,842千円、率にしまして18.7%の減額予算となっております。これにつきましては、事業進捗に伴うもの及び年度間の事業費の振り分けによるものでございます。平成20年度末の管渠の整備率を63.6%程度と見込んでおります。

次に、歳出の主なものを御説明申し上げます。

407ページをお願いいたします。

整備費でございますけど、456,202千円今年度お願いをしております。

409ページをお願いいたします。

整備費の主なものでございますけど、主要な事業の説明書の203ページに掲げております。

事業内容といたしまして、管路施設詳細設計、管路布設工事、水道管布設替工事、処理場用地費等でございます。処理場につきましては約4,500平米を予定しておりまして、今年度を買収予定というふうなことになっております。

それから、工事箇所につきましては、議案資料の3ページに今年度の工事予定の箇所を明示しております。

続きまして、議案第34号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算でございますけど、43ページをお願いいたします。

平成20年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ248,871千円をお願いしております。前年度対比で金額にいたしまして323,299千円、率にいたしまして56.5%の減額となっておりますが、これにつきましては事業の進捗によるものでございます。現在、193ヘクタールの認可をしておりますけど、20年度末の整備率で84.5%を見込んでおります。

それでは、歳出の説明に移らせていただきます。

434ページをお願いいたします。

3目の整備費でございますけど、126,504千円をお願いしております。主要な事業の説明書の204ページにそれぞれ掲載しております。

浄化センター汚水処理施設の増設分、今現在、1池で運転をしておりますので、20年度からもう1池増設にかかるということでございます。それから、管渠詳細設計、管渠、公共ます、それから、舗装復旧ということで計画をしております。

435ページの委託料でございますけど、事業認可変更図書作成業務ということで11,000千円お願いをしております。これは20年度に新たに認可地区をお願いするものでございまして、第八区画整理地区を中心に計画をございまして、詳細につきましては議案資料の5ページに地図を掲載しております。井手川内川左岸側から上流第八地区を今のところ計画をしております。それから、工事につきましては、4ページに今年度の施工予定区域を掲載しております。

次に、議案第35号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算でございますけど、49ページをお願いいたします。

平成20年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ254,519千円をお願いしております。前年度予算対比で金額で85,102千円、率にして25.1%の減額予算となっております。これも事業の進捗に伴うものでございます。平成20年度末の整備率を78%を見込んでおります。

それでは、歳出の主なものを御説明申し上げます。

459ページから460ページにかけて掲載をございまして、土地区画整理事業費の総額が89,596千円でございます。

460ページの委託料及び工事請負費につきましては、主要な事業の説明書の205ページに掲載をしております。事業内容といたしまして、確定測量他委託業務、区画道路築造工事、街区及び公園整地工事他、それから、物件移転補償費でございます。

次に、議案第36号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

55ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ202,402千円をお願いしております。前年度対比で金額で69,400千円、率にして25.5%の減額となっておりますが、これも第七同様、事業進捗によるものでござい

ます。平成20年度末の整備率を77%ということで見込んでおります。

それでは、歳出の主なものを御説明申し上げます。

482ページをお願いいたします。

土地区画整理事業費を105,580千円お願いしておりまして、主なものといたしましては、委託料の2,700千円、それから、工事請負費の32,333千円でございます。それと、補償、補填及び賠償金の57,732千円。

内容につきましては、主要な事業の説明書の206ページに掲載をしております。第七同様、補償再積算委託業務、区画道路築造工事等、区画道路及び都市計画道路舗装工事、街区整地工事等を予定しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第37号について。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、説明申し上げます。

議案第37号 平成20年度嬉野市水道事業会計予算の説明をいたします。

まず、第2条の（業務の予定量）でございます。本年度は給水件数を9,690件と定めております。塩田地区につきまして3,063件、嬉野につきまして6,627件を予定しております。年間総給水量といたしまして281万2,000トンとしております。塩田地区につきましては69万9,000トン、嬉野地区につきましては211万3,000トンで計画をしております。ちなみに、標準世帯4人で一月24トンの計画をしております。1人当たり200リットル程度でございます。1日平均給水量を7,704立米としております。

それから、今回主な建設改良といたしましては、ここに記載のとおり、塩田地区老朽管更新工事を約10,000千円お願いしております。この地区につきましては市道五町田熊野線でございます。平成18年度から約200メートルないし300メートル程度の改良を行っております。交換を行っております。また、嬉野地区老朽管更新工事につきましては9,000千円をお願いしております。これにつきましては市道下野線でございます。夢街道の下から旧太田医院の付近まででございます。これは今年度から初めて計画をしていきたいと。約3キロ程度でございます。

また、水道施設統合事業といたしまして27,000千円お願いをしております。この統合事業につきましては事業費を約2億円見ております。その中で今回設計委託料を15,000千円、それから、排水管の布設工事を平成20年度は12,000千円お願いしております。この布設の場所につきましては、塩田地区のウナギ屋付近から池田病院を通過して大草野小学校前付近まででございます。約260メートル程度でございます。鑄鉄管の200を布設して、まず水の融通を図っていきたいと考えております。

それから、第3条の（収益的収入及び支出）でございます。収入の水道事業収益ですが、779,088千円を予定しております。営業収益、営業外収益、ここに記載のとおりでございます。

また、水道事業費用といたしまして756,938千円を計画しております。営業費用、営業外費用、予備費、ここに記載のとおりでございます。

それから、第4条の（資本的収入及び支出）でございます。まず、収入ですが、資本的収入41,818千円をお願いしております。工事負担金、他会計補助金、他会計負担金、それぞれでございます。主なものについては、企業債の元金の2分の1、区画整理の2,000千円、国道34号線の補償費の2,500千円程度でございます。

それから、支出のほうですけれども、資本的支出577,973千円を予定しております。建設改良費、営業設備費、企業債償還金、それぞれでございます。企業債償還金の493,929千円につきましては、そのうちの繰り上げ償還が384,200千円を予定しております。その差額分については通常の企業債の償還でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第3号から議案第37号までの35件につきましては委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第37号までの35件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第39. 先議表決を行います。

ただいま提案されました議案のうち、議案第20号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更に係る協議については、事務手続の都合により先議表決したいと思っております。したがって、直ちにこれを先に審議し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第20号は質疑、討論、採決まで行うことに決定をいたしました。これから議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第20号の質疑を終わります。

これから議案第20号についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第20号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同規約の変更に係る協議については可決されました。

日程第40. 発議第2号 道路特定財源の確保に関する意見書についてを議題とします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

それでは、発議第2号 道路特定財源の確保に関する意見書について御説明を申し上げます。

この件につきましては、地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき提出するものでございます。

提出日は本日、平成20年3月3日でございます。

提出者は私、山口榮一で、賛成者は山口榮秋議員、野副道夫議員、神近勝彦議員、川原等議員、田中政司議員でございます。

提案理由といたしましては、道路整備のための安定的な財源確保のためでございます。

それでは、意見書（案）を読み上げて提案させていただきます。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁などの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では1億7千7百万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月3日

佐賀県嬉野市議会

議長 山口 要

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策大臣、国土交通大臣あてとなっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第2号につきましては委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、本件につきましては、本日、質疑から討論、採決まで行いたいと思えます。

それでは、発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

まず、委員会付託を省略ということで、皆さん、はいと言われましたけれども、従来、議運の役目というのは何なのかということだろうと思うんです。議会運営をスムーズに行うため、あるいは効率的な議会をどう行っていくかというのが主だったと思うんです。

いつの日からか議運が議提となって、いろんな重要な課題についてこういうふうに議提出すようになったのか。趣旨が若干違うんじゃないか。従来のパターンで慣行でいくとするならば、これは産業建設委員会で十分議論をして、そして意見書を出すのが通常だったと思うんです。余りにも議運の権限といいますか、こういうのを昨今多用されているじゃないかと。従軍慰安婦の問題にしる、急に出して、これも急に今ぽんと出された。こういうことで果たしていいのかというふうに思いますけれども、そこら辺については議運はどう思っておられるのか。

それともう1つは、本市で177,000千円の財源の不足が生じてくるというふうに、19年度の実績か何かで出されると思うんですけれども、じゃあ、提出者としていわゆる本則分ですよ。暫定税率分の割合についてはどのように把握されていますか。

それともう1つは、暫定税率、特定財源じゃない。暫定税率分、これについてはいつから

実施をされたのか。なぜ嬉野の中で国道とか県道とか通学道路、早くしなきゃいけないところがなぜ今日まで放置されたのか。道路特定財源、暫定税率も含めて何十年間と私どもは納めてきたわけですね。道路整備についてはいわゆる格差が出ていると、このことについてのようにお考えなのかですね。

それと、この意見書を出すに当たって、発案者は、いわゆる今道路特定財源、いい加減な分に使われている部分についての是正をせろとか、そういう文言を全く入れようとなぜしなかったのか。そのまま国の言う59兆円、10カ年間を丸々道路に使えということなのか。もう現状で数千億円は一般財源に使っていることになるわけでしょう。小泉さん、安倍さんの中で一般財源化を図っていくと言いながら、福田さんになったらまた戻ってきよると。従来の昔の要するに道路特定財源の取り扱いをしようとしている。そのことについてやっぱり議運の中で何にも議論にならなかったのかですね。そこら辺について、もう少し意見書として中身的に今後のいわゆる道路特定財源の扱いについても研究してよかったんじゃないか。あるいは何らかの整備基準、優先順位を含めた部分もやっぱり整備において考慮していくべきじゃないとか、そういう文言も入れなくていいのかですね。私は疑問に思えてならないんですけれども、地方は道路の整備がおくれていると十分把握はしております。しかし、このままの道路特定財源のあり方でいいのかなというふうな気がするわけですね。そこら辺について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

まず、議運で取り上げましたことについては、一応いろんな今の国の中で税率の堅持ということ、また、ガソリンの値下げという問題は論議をされております。産業建設ということもございましょうが、今回、まずこれを先に出すべきじゃないかというふうな、3月末までにどうしても通さなきゃならんという面もございましたので、今回、初日に出すようにしたわけでございます。

それともう1点、道路財源は1974年から始まっております、これは当時の道路整備5カ年計画に基づいて決められており、当時のオイルショックを踏まえ、ガソリンの消費抑制や環境への配慮などで導入されたと聞いております。本来、ガソリン1リットル当たり28円70銭が、それに25円10銭が上乗せされて今まで来ておりました。

それと、（「高速分と暫定税率分の本市に、それぞれ額がわかっておったら」と呼ぶ者あり）

高速道の、それは私といたしましては、今のところはっきりした数字的なものは持ち合わせておりません。

そして、あとのいろんな問題が国会で議論されておりますが、例えばカラオケセットを買

ったとか、マッサージチェアなどの支出もあったとか言われておりますが、今、国会で論戦が行われ批判がされております。批判されたものについては一切支出しないという方針で、支出のチェック強化などが防止策として検討されていますので、これからはしっかりと国民の納得のいく方法で検証しながら対応されるものと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

今、国会で論議され、そして俗に言う強行採決なんではないでしょうか。衆議院が通過をするというふうな状況になってきております。参議院議長、あるいは衆議院議長が仲裁に入って、重要な問題だから十分議論しなさいというふうになっていた。時間的には長かったけど、何ら結論は出ていないという状況なんですよ。それに迎合するといいますか、追従したような形で議運で出されることが私ちょっと不思議でならないんですけれども、もうちょっと全体的な議員として議論する場があってしかるべきじゃなかったのかと。何か議運が昨今どンドンで出すことは問題ないかもわからない。しかし、余りにも走り過ぎじゃないかという気がしてならないんで、同じ議員同士で悪かったけど、こういう質問をさせてもらったわけですね。

先ほどから申しますように、何十年で道路特定財源を今まで私ども払ってきたわけですよ。しかし、一向に一極集中といいますか、どこかに集中して、いわゆる道路族と言われる方のところに集中しているのでしょうか。なかなか嬉野なんかの通学路等々について、国道ですけれども、解決していなかったと。ようやく何とかさんの力ばいというようなことがうわさされていますけど。そういう人たちが一生懸命するところにしか道路特定財源は具体的に重きを置いていないわけですよ。そこら辺についてもう少し触れてほしかったなというような気がしたんで、こういう質問をいたしたところです。

答弁は要りません。

○議長（山口 要君）

それでは、ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

今、山田議員のほうからもいろんな質問があったけれども、この道路特定財源というものは約34年前に設置されたということで、国会の中でも相当議論がなされておるわけです。きのうの日曜日の早朝、テレビを見よったら、国民の64%が道路特定財源に反対ということでテレビ放映がなされておりました。今、石油の高騰において一般庶民においては悲鳴を上げております。トラック業界含めて。まず国民生活を最優先して25円の税金を下げるというのを私は主張していきたいと思っております。道路特定財源におきましては、山田議員も言われたよ

うに、嬉野市の塩田町区域の国道498号、あるいは県道五町田大木庭線についても通学路を含めて平成10年に要望がなされております。これは文書を持っておりますけれども、一向によくないということで、テレビの放映の中でもあったように、一部の族議員が最優先を図りながら、莫大な税金を一部のところに導入している。福岡県におきましては八女というところですね。八女の隴大橋というのが何々大橋ということで43億円投入されたということを知っておりますけれども、これはテレビ放映であったわけですが、そのあたりを含めて、今の国民生活最優先、まず税金を25円下げるといふことに私は主張していきたいと思います。

そういうことで、そのあたりは委員長はどのようにお考えなのか、答弁を求めます。

○議長（山口 要君）

山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

先ほど申しましたように、これが34年間続いております。ただ、この中でもありましたように、環境への配慮ですね、こういうことも必要ではないかというふうに考えております。といいますのは、ガソリンが安ければどうしても使う量は多くなるわけですよ。それで今、CO₂の問題でいろいろ問題あっておりますが、やっぱりある面では財源を確保しながら持っていけないと、安くなったら近くに行く、遠くに行く。非常にガソリンの消費なんかもふえてくると思います。そういう面からすれば、やっぱりそれも財源を必要としながら、引き下げるといふには私はどうしても納得いかないというふうな考えをしております。

ただ、嬉野でも国道498の問題とか歩道の問題とか、まだまだ非常にしなきゃならぬところが多くございますので、これは先ほど特定の議員さんの何でできるんじゃないかということがございましたが、それは今後そういうことも含めながら、解決に向けて国のほうでも議論がされていくと思います。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

もう1点ですが、ガソリンが25円下がるとなれば、リットル10キロ走って100リットルということならば2,500円の軽減になるわけです。塩田から佐賀まで通勤をしているという例えの場合、通勤費の支給はそのままガソリンは負担をしていくということになれば、2人の家庭からガソリンを200リットル使った場合は5千円程度減税になるというのを数字で立証できるわけですので、まず市民、国民生活を最優先に考えたら、ガソリン税をまず引いていくべきだと思っております。

答弁要りませんけれども、私の主張です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第2号の質疑を終わります。

これから発議第2号について討論を行います。討論ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

唐突な提案で、全く原稿も用意せず、まさかと思って、今の今ですけど、反対討論に立ちます。

ということは、今、両同僚議員が申されたように、国会でも議論があり、非常に大きな問題で、一部の北海道とか、ああいうところの寒冷地では年寄りの方が寒くておられんやっかと、市から灯油の代を補助すると。そういうことで25円下げてくれという言葉はあらゆるところで私も聞きます。特に59兆円のお金をさらに10年間つぎ込むということは、いろいろな面ではいいでしょうけど、私は、これがもっとも議論して、そして地方独自の政策の中でやっていくと。今までのいろいろな新聞とかテレビとか見ておったら、もう何かと天下り、いわゆる何というですか、いろいろな公団、社団とか、そういうところにつくられて、その方々が少なくとも官僚のトップですから、トップを卒業した人はその現場にお金もらいに来ると。きのうのテレビで私も見ました。そしたら、地元の国会議員もいろいろしゃべっておられました。私はその方の言葉に非常に感銘したことは、あのタレントのアナウンサーが、「あなたはどうですか」という質問に対して、「天下りで先輩が来られたときどう答えますか」と言ったら、「私は一切断ります」と、そういうふうな勇気を持って言われたのを多分見た人もおられると思いますけど、今、議論の最中に、ここでああどうやということを決めちゃいかんと私は思いますから、反対いたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。太田議員。

○12番（太田重喜君）

私は賛成の立場から意見を述べたいと思います。

田舎にはまだまだ整備せにゃならんところがいっぱいございます。さらに、今、マスコミ報道の大半が誤った報道をしているように国民みんながだまされているんじゃないかと思うんです。

はっきり言います。東京の日本橋の上に高速道路が2本交差しております。これを景観が悪いから地下に入れようと、2,800億円かかるそうです。これについて反対するマスコミは1カ所もございません。いいですか。よく考えてください。NHK初め、これに全く反対していないんです。

例えば、諫早湾についても、干拓についても、マスコミはすべて悪いことのように申し上

げております。環境保全と言っております。それでは、何で東京湾で毎日しゅんせつしているのか。博多湾であれだけのしゅんせつをしているのは環境破壊じゃないのか。あるいは名古屋湾でも大阪湾でもやっております。大きな川が流れ込む内湾には必ず土砂は堆積します。土砂、ヘドロは堆積するんですよ。これを一生懸命しゅんせつしているのはそれが必要だから。大都会のそばでそれをやるというのは環境破壊じゃなくて、田舎の諫早だから環境破壊と、こんなばかな報道をやっているマスコミ。ここにだれもおられませんけど、そんなのと全く同じで、確かにおかしい金の使い方をやられております。

しかし、それは倫理の問題でございまして、公務員の倫理問題です。この政治家とは違うんです。この政治家もでしょう。いろんな人がいますでしょう。しかし、そういうことよりも、今現在、これがなくなったときに、地方の道路行政の切り捨てというふうな問題については何ら対案もまだ反対政党から出されておられません。言うだけで、それではこうするんだという案が出ていないんですよ。しかし、目の前なんです。ですから、これは絶対通さなきゃならんということで、ぜひとも与党にお願いいたしたいと思っておりますし、私は一市会議員の立場として賛成いたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第2号 道路特定財源の確保に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第2号の意見書は、後日、関係大臣等へ送付をいたします。

日程第41. 陳情の委員会付託を行います。

本定例会に提出されました陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。各委員会においては審査、検討、調査をお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時42分 散会